

「富山県消費者教育推進計画（改定案）」に対するパブリックコメントの意見の概要と考え方について

募集期間：平成31年1月4日（金）～平成31年1月25日（金）

意見提出件数：33件

意見提出人数：10人

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	第2章 1 消費者を取り巻く現状と課題	P4「地域や家族のつながりが弱まる中」は不要ではないか。	ご意見のとおり修正します。
2	〃	P4「4千万円以上の貯蓄を有する世帯が～」を削除しても十分通じらると思う。	ご意見のとおり修正します。
3	〃	消費生活相談と県民意識調査の結果が続けて記載されているが、分かりにくい。相談データや、調査等から得られた結果は、別にまとめた記載した方がいい。	概要をわかりやすく整理したうえで記載し、調査結果により得られる課題については、改めて別章に記載しました。
4	第3章 1 目指すべき消費者像	「～持続可能な社会の形成」について、推進法の定義「公正かつ持続可能な～」とした方がよい。また、「SDGs」について触れておけばより良い。	ご意見のとおり修正します。
5	第4章 1 課題と取り組みの方向性	「(3つ目・)「 <u>県消費生活センターが中心となって、消費生活相談員や～教職員の資質向上を図っていくことが必要</u> 」と記載すればどうか。	ご意見を踏まえ、具体的な施策を「消費生活センターは、～消費者教育の拠点としての機能強化を図ります。」に修正します。
6	第4章 2 重点的に取り組むテーマ	※持続可能な開発目標（SDGs：エスディジーズ）とカタカナ表記を加えてはどうか。	ご意見のとおり修正します。
7	第4章 3 ライフステージに応じた様々な場における消費者教育	「(1)学校・コーディネーターの配置検討」とあるが、「検討」の文言は削除すべきと思います。	ご意見のとおり修正します。
8	〃	成年年齢引下げに対して、国の若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムに基づき、関係部署、団体と緊密な連携を取り、実践的な消費者教育の実施を期待します。	全高校生が在学中に1回は外部講師による高校生講座を受講することを計画の評価指標としており、できるだけ多くの生徒の受講されるよう教育委員会や学校、弁護士会等と連携して、積極的に取り組んでまいりたい。
9	〃	高校生に対する消費者教育について、学年を限定にしないで、全校生徒に受講してもらいたい。	

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
10	第4章 3 ライフステージに応じた様々な場における消費者教育	<p>「学校では学習指導要領に基づき実施されている」とあるが、調査結果で消費者教育授業を受けたと答えているのは33%だけなので、学校での実施内容を見直す必要がある。</p> <p>また、教員、外部弁護士、消費生活センター職員などの説明内容・方法の過不足の確認が必要。</p>	<p>新学習指導要領に基づき、着実に消費者教育が行われるよう努めます。</p>
11	〃	<p>消費者教育コーディネーターの必要性の認識が十分でないため、県として消費者教育コーディネーターの役割を具体的に定義し広く周知されることも重要。</p>	<p>現在も県消費生活センターが中心となって、専門家による出前講座の受講など消費者教育について学校に働きかけていますが、主に学校に対して、外部人材と学校とつなぐため間に立って調整する消費者教育コーディネーターの配置に向けて、努力してまいります。</p>
12	〃	<p>学校へのコーディネーターの配置検討について、検討結果が出るまでは、まず消費生活センターがその役割の一部を代行できるのではないかと。</p>	
13	〃	<p>意識調査で講座の開催について知らないという人が半数近くいるが、県、市町村のHPに講座一覧を掲載したり、町内で他の回覧物と一緒に回覧するなど工夫が必要。防犯教室や交通安全教室との連携は良い。</p> <p>射水市では回覧板ファイル両面に相談窓口の案内等が印刷され、効果的である。</p> <p>病院での待ち時間を利用して、消費者教育ビデオを流したりすることも効果的ではないかと。</p>	<p>「第4章6 効果的な情報収集・発信」において、「ホームページに消費者トラブル情報やその対処方法等をわかりやすく掲載するとともにツイッター、メール配信等による情報の発信」について記載し、講座開催等の周知に努めてまいります。</p> <p>・また、市町村と連携し、市HPや広報誌への掲載、回覧板での周知の働きかけなど様々な啓発方法を工夫・検討します。</p>
14	〃	<p>「地域の安全まちづくり推進センター」や「特殊詐欺被害ゼロ地区運動」実施地区には、31,32年度中に出前講座などを開催することを薦める。まだ実態がなく登録だけのところがあるので、そこには開催を必須にする。</p>	<p>「第4章3(2)ア 高齢者等～」において、「特殊詐欺被害ゼロ地区運動」による悪質商法・特殊詐欺撲滅の県民運動の展開について記載しており、今後も受講を働きかけるとともに、地域における特殊詐欺未然防止活動の充実が図られるよう努めます。</p> <p>また、町内会など身近な地域における高齢者向け消費生活講座等について記載しており、多くの方が受講されるよう啓発してまいります。</p>
15	〃	<p>生涯学習に関係深い公民館、コミュニティなど様々な場で消費者教育を実施しているので、そこに参加、仲間入りすることも不可欠です。</p>	
16	〃	<p>誰もが楽しんで消費者力をつけるイベント的な工夫が必要。例えば「富山消費者力チャレンジ」(仮称)を一般、ジュニアに分け実施し、消費者力をつけてもらいたい。優秀者には消費者大会などで表彰、報道発表するなど盛り上げる工夫も必要。</p>	<p>「第4章3(2)地域社会イ成人～」に「テレビ～新聞等を活用した消費生活知識の普及・ショッピングセンターや駅周辺など利便性の高い場所などを利用した啓発イベントなどの実施」について記載しており、ご提案を参考に啓発の方法を工夫・検討してまいります。</p>

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
17	第4章 4 消費者教育人材(担い手)の育成・活用	「(課題と取組みの方向性(2つ目・)担い手の確保が必要となっており、消費者団体の育成支援や～」として、消費者啓発は、行政だけでは限界があり、民間の力を総動員していくという発想をきちんと書いた方がよい。	ご意見を踏まえ、具体的な施策等に記載しました。
18	〃	多様な主体による消費者教育は大きな効果があるが、県内に広く行き渡っていない。事業の仕組みを簡略化してはどうか。	多くの団体に活動いただけるよう手続き等の簡素化も含め工夫するとともに、事業効果を広く周知し、新たな活動団体の掘り起こしにも取り組んでまいりたい。
19	〃	高齢者が企業人に、企業人が大学生に、大学生が高校生に、高校生が中学生に、中学生が小学生に、また、企業人が高齢者に説明することも含めて循環型にする。これは、説明する立場になれば理解が大幅に深まることも同時に期待している。	消費者教育の担い手として、ライフステージに応じた取組みを記載しており、学校等への講座受講や大学生や事業者が消費者教育の担い手となるよう働きかけます。 ・また、全高校生が在学中1回は外部講師による高校生講座を受講することを計画の評価としており、できるだけ多くの生徒の受講を目指します。
20	〃	地域における消費者教育の人材の育成は大切。有資格者等が身近な小中学校で消費者教育を実施することは有意義である。 また、高校生については、弁護士による高校生講座を実施されているが、進学校にも消費者教育の必要性を説明し、全校万遍なく実施されるよう望む。	
21	〃	くらしの安心ネットワークの安心情報等が、実際に細部まで配信されるよう工夫が必要である。例えば、教育委員会から学校、PTA、家庭と情報が流れるような「安全安心メール」等が有効と思われる。 また、一般の人にも希望者にはメールマガジン、SNS等の工夫が望まれる。	「第4章4(2)消費生活センター～の機能強化」に「メール配信等による情報の発信」について記載しており、下部組織まで周知がなされるよう関係団体等へ協力を要請してまいりたい。 現在も一般や団体の希望があれば消費生活情報についてメール配信を行っており、引き続きメール配信について広く募集してまいります。
22	〃	「(2)消費生活センター～の機能強化」について、全市町村に相談窓口を設置することは容易でないと考えられる。広域圏事務組合を拠点として相談員を配置し、常時対応できる体制を整える方がより充実した相談対応ができるのではないかな。	国においては、「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制」目指し、相談窓口のない市町村の解消等を目標に掲げ取り組んでいます。相談員が配置されていない町村に対してもご提案の事例等を情報提供し、消費生活相談員の配置を働きかけてまいりたい。
23	〃	先生は忙しいと思うので、外部人材を活用することを計画したほうが得策。例えば、とやま環境財団で実施している地球温暖化防止活動「チャレンジ10」のような方法を高校に取り入れることを計画してほしい。	学生向けの出前講座については、弁護士等の外部人材を活用しており、今後とも、学校等への外部人材を活用した講座受講を働きかけます。

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
24	第4章 5 環境や 人、社会に配 慮した消費者 の育成	P38〈主に目標12〉に「つくる責任 つかう責任」と加えてはどうか。	ご意見のとおり修正します。
25	〃	SDGsへの対応の具体的な行動を促し ていくため、具体的施策を分かりやす く明記してSDGsの取組みの「見える 化」をしてください。	「食品ロス発生量」「消費行動が～ 影響を考慮する人の割合」を計画の評 価指標としています。また、「第4章 5(1)エシカル～」において「環境教育 や食育、地産地消など他の消費者関連 教育との連携、情報提供」について記 載しています。
26	〃	「5環境や人、社会に配慮した消費 者の育成」の表現を、重点的に取り組 むテーマ「5環境や人、社会に配慮し た消費行動の推進」の表現に統一した 方がいいと思います。	ご意見のとおり修正します。
27	第6章 2 計画の進 行管理・評価	消費生活に関する講座を受講した高 校生の割合について、「3年間で概ね 1回は受講できることを目指す。」と いうことであれば、30%では足りず、 34%以上を目標値と設定すべきと思 います。	「3年間でおおむね1回受講する」 ということで、3分の1程度として 30%と設定したところであり、新学習 指導要領に基づく消費者教育の充実を 図りつつ、外部の専門家による講座を 受講することにより、高校生への消費 者教育を充実したいと考えており、ご 理解いただきたい。
28	〃	目標値を「現状よりも低下、増加、 減少」と設定するのではなく、具体的 な数値目標を設定すべきと思います。	食品ロス削減について「2030年ま での半減を目指して減少させる」に修正 します。
29	〃	「5 持続可能な～」について、 「公正かつ持続可能な～」とした方が いい。	ご意見のとおり修正します。
30	〃	4担い手について、「福祉推進員」 をを対象にすることで、担い手の底辺 が広げられる可能性がある。	福祉推進員に対して、高齢者見守り ハンドブックを配付し、消費生活の見 守り活動での活用を要請しており、民 生委員に限らず、各地域の福祉推進員 の協力について社会福祉協議会に依頼 してまいります。
31	計画名	「消費者教育」という名称は、行政 が一方的に押し付ける印象を与えるの で、消費者が主体となる親しみやすい 名称にしたらどうか。	ご意見のとおり、新たに親しみやす い副題を付すこととします。
32	全般	重要度と優先順位を明確にして集中 させると、実施する現場のとまどいが 減り効果が出ると思います。 賛否はあるが、LINEは「見せにい く」効果が大きいので、媒体として検 討してほしい。	重要施策については、ゴシックで記 載し、重点的に取り組んでまいりま す。 LINEの活用についても、調査・ 検討してまいりたい。

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
33	質問	<p>「4. 課題への対応」の「～引き続き事業者等関係団体と連携した水際対策の強化が必要」とありますが、具体的にどのような取組みをされているのか教えていただきたい。</p>	<p>具体的な取組みとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関やコンビニ等に対する特殊詐欺被害防止推進店の認定</li> <li>・県タクシー協会と連携し、タクシー事業者から不審乗客に関する情報提供を受ける特殊詐欺通報タクシーの運用</li> <li>・県警察で作成した詐欺被害防止ソングだまされんちゃの県内スーパー内における普及</li> <li>・金融機関やコンビニエンスストアにおける窓口での対応手順を解説したDVDによる研修</li> <li>・飲料メーカーと連携した、飲み物の購入時に特殊詐欺の被害防止を音声で呼び掛ける「安全・安心おしゃべり防犯自販機」の設置 等 に取り組んでいます。</li> </ul>